

事業系一般廃棄物の処理手数料が変わります

平成27年4月より、条例で定める事業系一般廃棄物の処理手数料(処分経費部分)の金額が変わりますのでお知らせします。

なお、収集運搬経費部分については、据え置きです。

○ごみ処理手数料は「収集運搬経費」と「処分経費」で構成されています

ごみ処理手数料は、ごみ収集車両の維持費や作業員の人件費など、ごみの収集にあたって必要となる経費である「収集運搬経費」と、清掃工場の維持・管理費など、ごみの処分にあたって必要となる経費である「処分経費」で構成されています。

○処分経費の減免制度が廃止されます

お客様が許可業者に支払われている料金から、清掃工場の維持・管理に必要な料金「処分経費」を福岡市に納めています。「処分経費」は平成27年3月まで、20%の減免が行なわれ、1kgまでごとに11円を福岡市に納めていますが、この減免が廃止され、平成27年4月からは1kgまでごとに14円を納める必要があります。(下記参照)

定期収集

平成27年3月31日まで		平成27年4月1日から	
収集運搬経費	処分経費	収集運搬経費	処分経費
50Lまでごとに	1kgまでごとに	50Lまでごとに	1kgまでごとに
147円	11円	147円	14円

※料金には消費税を含みます

臨時収集

平成27年3月31日まで		平成27年4月1日から	
収集運搬経費	処分経費	収集運搬経費	処分経費
1m ³ までごとに	1kgまでごとに	1m ³ までごとに	1kgまでごとに
3,996円	11円	3,996円	14円

※料金には消費税を含みます

◎上記の手数料は許可業者と契約する際の上限金額です。

手数料については、法律により「一般廃棄物収集運搬許可業者は条例で定められた手数料を超える料金を受けてはならない」と定められています。